

法定相続分の計算 宅建 H13-11-4 《#703》

【問】 正誤をつけよ。

被相続人Aには、子が3人あり、Aの死亡の際、2人は存命であったが、1人は既に死亡していた。その死亡した子には2人の嫡出子H、Iがいた。A死亡の際、配偶者もいなかった場合、Hの法定相続分は6分の1である。

【答え】 正しい

《ポイント1》 子及びその代襲者等の相続権 【★基礎必須】

1 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は「相続人の欠格事由」の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。（民法 887 条 1 項、2 項本文）

⇒ 相続放棄は、代襲相続しない

《ポイント2》 法定相続分 【★基礎必須】

相続人	相続分	注意事項
配偶者と子	配偶者 = 2分の1 子 = 2分の1	①子(養子・胎児を含む)の相続分は平等 ②非嫡出子と嫡出子の相続分は同等
配偶者と直系尊属	配偶者 = 3分の2 直系尊属 = 3分の1	直系尊属の相続分は平等
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 = 4分の3 兄弟姉妹 = 4分の1	①兄弟姉妹の相続分は平等 ②片親の違う兄弟姉妹は他の兄弟姉妹の2分の1